

**令和4年度 第2回 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(仮称) 子ども条例検討部会 議事録**

開催日時 : 令和4年7月12日(火)
午後3時から午後4時
開催場所 : 川口市役所第二庁舎
地階第1会議室

■出席委員

剣持部会長、小田中副部会長、岩井委員、岡田委員、石井委員

■欠席委員

なし

■事務局出席者

子ども総務課：秋葉次長、岩田係長、仲田主任、田頭主事、鈴木主事補

■傍聴者：0名

■配付資料

次第

資料1 (仮称) 川口市子ども条例の検討状況について

資料2-1 (仮称) 川口市子ども条例の全体構成(案)について

資料2-2 (仮称) 川口市子ども条例条文(試案)

資料2-3 (仮称) 川口市子ども条例(案)逐条解説資料【試案】

資料3 (仮称) 子ども条例制定に係る関係者ヒアリング等の実施(案)について

参考資料 川口市子どもの声アンケートについて

1 開会

2 子ども総務課長あいさつ

3 (仮称) 子ども条例検討部会長あいさつ

4 議事

議題(1)(仮称)川口市子ども条例の骨子案について

○事務局

資料1、2-1、2-2及び2-3について説明。

○委員

第3条 基本理念に「(4)前3号」とあるが、条文の場合は「前3カッコ」ではなくそのように表現するのか。

○事務局

文章の表現については、今後、庁内の法規担当に確認しながら進めたいと思っている。

○委員

基本理念が「～すること」と表現されており、他自治体に比べて、この条例においてやらなければならないことが明確になっていてよい。

○委員

第5条 保護者の役割の「子どもを心身ともに健やかに育てることについて第一義的責任を負うことを自覚し」という表現だけでは、子育ては家庭の問題であると捉えられてしまうのではないだろうか。児童福祉法第2条第2項を参考にしていてと解釈したが、児童福祉法ではその次の第3項に「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とあることから、子どもたちの健やかな成長のための、各機関の役割が盛り込まれていることが分かる。前回の会議で参考資料として配布された「ふじみ野市子どもの未来を育む条例」には、「保護者は、子育てについて第一義的責任を有すること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周りに必要な協力を求めることが重要であることを自覚し」とある。このように、第一義的責任を負うことに限定せず、困ったら色々な機関へ相談できるということも含めて表現できるとよい。過去の育児放棄による事件についても、その家庭だけの問題ではなくて、各機関が連携して家庭を支えられたら救えたのではないかと思う。

○委員

第4条 市の責務の「保護者とともに子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負うことを自覚し」について、学校での経験を踏まえた意見をお伝えしたい。保護者の中には子育てに悩んでいるかたが多く、私も毎日のように担任とともに保護者からの相談を受けている。保護者が困ったときは、学校に通ってれば学校に連絡が来るが、市の子育て相談課へ相談しようとする、予約が2か月待ちになることがある。困っているのは今なので、2か月も待てない。その場合は、まず学校で話を聞き、次に外部のどこへ取り次ぐべきかを学校が調整しているのが現状である。人手不足により難しいことなのは分かっているが、市の責務が形だけにならないように、重点的に人員を配置することができるとよいと思う。

○事務局

条例制定後の施策の実施や計画策定に関係することだと思う。このお話も踏まえてどのように進めていくか、今後の大切な検討事項として受け取らせていただきたい。

○委員

第9条 子どもの権利の侵害等への対応に、児童虐待についての記載がある。学校では、身体のおどや言動から、虐待が疑われる子どもが見つかることがある。その場合は児童相談所に連絡し、一時保護などの対応をとってもらうが、そうすると必ず保護者と学校が衝突する。学校としては法令に従って動いているだけだが、保護者の怒りの矛先が学校に向かってしまう。そこで、第三者の立場として教育委員会などの機関が間に入ってくるとありがたい。条例や施策が、現場の人間が恩恵を受けられるものや、市と学校が連携できるような内容になるとよいと思っている。

○事務局

市の責務である支援を行うための、市の組織の体制づくりにかかわる内容だと思う。連携の方法を見直すきっかけにするなど、どのような場面に活用するか、今後検討していきたい。

○事務局

学校以外にも、病院の医師や近所のかたが児童虐待を発見する場面があり、どの場合であっても、発見したかたが保護者を恐れて通報をためらうことはあってはならないと考えており、現在も通報の啓発活動を行っている。この条例を作ることによって、市としてそのような姿勢を更に強く出していくことが大切であると考えている。事業者、保護者、市民全体に広く啓発できるように考えながら進めていきたい。

○委員

家庭内で虐待を受けたため児童相談所が3か月ほど保護していた子どもが、学年が変わるタイミングで自宅へ帰ることになった。そのためには学童保育を利用しなければならないが、受け入れ先が見つからず、児童相談所から私のところに電話がかかってきて、うちの学童保育で預かることになった。このような子どもの人権を守るためには、児童相談所から家庭に戻った後も、学校での生活も含めて連携が必要なので、学校と学童保育と市の支援課で協議会を開くよう要望した。しかし、どの機関も多忙や人手不足であるため、当初は4月に行う予定だった会議が8月になってしまった。

このように一人の児童の問題から色々なことが見えてくる。子ども条例ができた後に、川口市は問題解決に向けてどう進めていくのか、組織が機能するようにどう作っていくかが、大変な課題になると思う。

○委員

体罰に関連して、実際に経験した話を紹介したい。5～6年前の夕暮れ時に公園を散歩していたら、4～5人の中学生が電柱や塀をよじ登って、施錠されているプールの中に入ってしまった。パトカーと消防車が来て、人だかりができて大変な騒ぎになった。逃げようとした一人が2メートルほどの高さの場所から下りられなくなったため、消防士が救助したが、その子や友人はお礼を言わないどころか警察官や消防士に罵詈雑言を浴びせていた。警察署へ連行しようとするや反抗し、消防士の胸倉を掴むような勢いだった。その子たちの言動から、「体罰はいけないことなので、もし子どもが大人に手を出しても大人はやり返せない」と分かってやっている様子だった。学校でもこのような子どもの指導は大変なのだろうと思う。殺人など悲しい事件を耳にするが、親を殺してしまう子どもや先ほどの中学生たちはどのような環境で育ったのか、という過程を考えることが大事だと思う。

私が所属する青少年団体連絡協議会は青少年に関する活動を行っており、子どもたちの育ちへの支援をしている。第11条に入るのか第13条に入るのか分からないが、子どもの育成を応援する団体の活動の支援と、子どもたちを指導するリーダーの育成に対する支援を条例に盛り込んでいただけるとありがたい。また、子どもの会員の人数が減っている。これは少子化の影響だけではなく、保護者の見方も変わってきているためではないだろうかと思っている。我々はボランティアとして活動する団体だが、所属していると、子どもだけではなく親である自分の成長も期待できると感じるので、市からのより強い支援をお願いしたい。

○事務局

青少年団体に対する支援もリーダーの育成も、どちらも子どもにとって大事な環境を整えるというこ

となので、条例においてどのように生かせるか今後検討していきたい。

○委員

子どもの定義として、18歳という原則の他に「子どもの範囲は別に定める」とされている。これにかかわる事例を紹介したい。18歳で児童養護施設を出た子どもたちは、勉強したい場合は、今度は大学や専門学校などに入って自立するということが何の保障もなく生きていかなければならない。また、生活保護を受けている子どもが18歳になって大学に入ると、保護は打ち切られる。しかし、子どもの未来を保障するためには、年齢で区切らずに、国や市が積極的に応援することが必要であると思う。これが第13条の未来応援や第14条の配慮が必要な子どもにつながる。

世田谷区の若者フェアスタートという制度は、児童養護施設を出た子どもたちが大学などに入った際に保障するものである。東京都にも似た制度があり、大学を卒業するまで学費などを援助する。給付ではなく貸付だが、卒業後に5年間仕事をすれば返還しなくてよい。このような制度は財政状況に余裕がないとできないことではあるが、川口市も、児童養護施設を出た子どもや学費に苦勞している子どもに対して、未来を保障するという大事な役割を果たしてほしい。

○委員

児童養護施設を出た学生の話があったが、他にも、困ったりいじめられたりして相談したいというかたは多い。18～20歳のかたは市のどこへ相談したらよいか。

○事務局

悩みや相談の内容によって窓口は異なるが、例えば学校や職場で困りごとがある場合の心の相談については、イオンモール川口前川の「こころサポートステーションSODA川口」で受け付けている。これは、これまで支援の不足が指摘されていたいわゆる若者世代の15～35歳を対象に、川口市保健所が主体となって設置した相談窓口である。相談のハードルを下げるためにショッピングセンターの中に設けた。市としても、まず最初に駆け込める場所が必要だと考えており、この事例を含めて今後も相談受付体制を整えていければと思っている。

○委員

第19条 広報及び啓発について、文章だけではなく画像も取り入れた分かりやすい資料を作成するとよいと思う。学生向けのほかに保護者向けも作成し、学校の保護者会や入学説明会で説明すると、保護者にも認知してもらえと思う。

○委員

保護者の役割や家庭・養育環境への支援とあるが、福祉に携わっていると、保護者が子どもへ愛情を自然に注げなくなっていることが、児童虐待の原因の一つなのではないかと思う。家庭環境が普通の状態であれば普通に子どもに愛情を注いで育てていけるものが、一人で子育てをしていて周りに相談しづらいなど、何らかの理由で環境が歪んでしまって、凄惨な事件を引き起こしてしまうのではないかと感じることも多い。保護者が子育てしやすいように周りが環境を整えることなど、支援についての記述を条例の前文に載せると、より温かみが出ると思う。

○委員

ある刑務所に詩人を招いて、婦女暴行や殺人などを犯した人たちに詩の授業を受けさせた。一人が書いた詩をきっかけに、他の人たちも自分の経験を話し始めた。過去に周りから認められることがなかった子たちが、そこで初めて認められるということを体験した。

私たちが生きていることの素晴らしさを子どもたちに向けてどのように発信するかが、子どもたちを変えていく大きな力になるのではないかと思う。

議題（2）その他

○事務局

資料3について説明。

○委員

それでは、本日の議題は全て終了する。

6 閉会